

恵那市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1 取組方針

緊急的に住宅の耐震化を促進するために、住宅所有者を対象に耐震化に対する意識の啓発や情報提供を行うため、重点的に耐震化を促進する区域を「緊急耐震重点区域」と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

(1) 緊急耐震重点区域の指定及び対象住宅

市内全域を緊急耐震重点区域に指定する。

対象は昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅とする。

(2) 取組計画期間

平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間とする。

(3) 各戸訪問の実施

(ア) 実施方法

- ・リーフレット等を用いて耐震化の必要性・補助制度の説明
- ・不在の場合は資料をポストイング
- ・訪問結果（訪問日、訪問者、説明内容等）の記録・整理

(イ) これまでの実績

- ・平成 22 年度から戸別訪問による耐震化の啓発を実施し、平成 31 年度までに 13 地区 1,910 戸を訪問
- ・平成 28 年度は説明会や回覧による耐震化の啓発を実施し、986 部のリーフレットを配布
- ・平成 22 年度から平成 31 年度において、木造住宅無料耐震診断 307 件、木造住宅耐震補強工事費補助 35 件

(ウ) 今後の計画

- ・これまで戸別訪問を行っていない旧耐震基準の住宅が密集する地域を中心とした啓発活動を実施予定

(4) その他の普及活動

戸別訪問と併せて、次の啓発活動も引き続き実施する。

- ・住宅耐震啓発チラシ、パンフレットの配布
- ・広報誌や回覧による周知
- ・自治会内における説明会の実施

(5) 関係団体との連携

戸別訪問及びその他普及啓発活動において、岐阜県及び岐阜県建築士事務所協会と連携して活動に取り組む。

(6) 実績の公表

当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数を取りまとめ、市ホームページにて公表する。